

I 総則

1 工事検査の目的と意義

公共工事は、それに要する費用が公的資金によりまかなわれているため、検査する者は市民を代表して、その工事の目的物を受け取り、公的資金から代価を支払ってよいことを確認する役割を担うことになる。このため、地方自治法第 234 条の 2 において「・・契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしなければならない」と規定されている。

なお、検査については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 5 条を受けた札幌市建設工事請負契約約款（以下工事請負契約約款と記載）第 31 条第 2 項により、「工事を完成した旨の通知を受けた日から 14 日以内に、工事の完成を確認するための検査を終了し、当該検査の結果を通知しなければならない」とされている。

2 工事検査の対象

工事検査は、工事請負契約約款に基づき工事目的物が設計図書どおり完成しているかを確認する行為であり、請負業者が誠実に契約を履行したか否かを確認する行為である。

このため、検査の対象は、第一に工事目的物の出来形、品質及び出来ばえの確認であり、これに加えて工事の施工状況は、工事目的物の品質に大きく影響するので施工の過程も検査の対象となる。

3 検査員の権限

本市における検査員の権限は、札幌市工事施行規程（以下工事施行規程と記載）において、給付の完了の確認に関係する行為以外は付加されていない。

したがって検査の結果、不適合が発見された場合には、工事担当部と確認を行い、修補について検査員が直接指示を出すのではなく、工事施行規程で規定されているように、工事管理室長が給付の完了の確認が出来ない旨を契約担当部に報告し、契約担当部から工事担当部に措置を求め、工事担当部が業者に修補を指示することとなる。

この様に検査員の権限には、修補指示のような施工に対する直接的な指示権限は含まれておらず、あくまで給付の完了の確認に関係する行為に限定されている。

II 主要条文の解説

1 第 4 条（検査の区分）関係

本条において各工種の検査区分を明確にし、複数の工種からなる工事の場合で設計金額 500 万円以上の工種については、主たる検査区分の検査と併せて、それぞれの該当する検査員が検査を行うものとしている。

なお、この場合の評定は、本要領第 10 条に規定されているように、主たる区分の検査員が、それぞれ該当する検査員の評定を加味して総合的に評価するものとする。

また、工事内容が専門的又は特別な場合は、設計金額 500 万円未満の場合でも 2 項（4）により、該当する検査員が検査できるものとする。

2 第5条（検査の方法）関係

工事検査は「検査については契約書、仕様書及び設計書、その他の関係書類に基づいて行わなければならない。」（施行令167の15第2項）と定められており、関係書類及び現場確認により給付の完了の確認が行われるが、同時に技術検査も実施され成績評価が行われる。

本市の請負工事契約は、いわゆる総価定額契約であるため、施工方法等は工事契約約款第1条第3項において「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。」とされており、施工にあたっては自主施工が原則である。このため検査は、請負人の自主施工、自主管理により完成された工事目的物を関係書類により確認することとなる。

これらの検査においては、本条第3項により必要と認められる場合は、指摘事項、指導事項及び特記すべき事項を検査議事録等に記載させ、内容を確認の上検査員、請負者、工事担当職員が所持するものとしているが、必要と認められる場合とは、当該工事のみならず以後の工事に取り組むべき事項として、請負人に指導した事項も含むものであることから、以後の施工技術の向上を図るためにも検査議事録を残す事を原則とする。

3 第6条（検査の保留及び継続）関係

- (1) 本条第1項における合否判定の保留は、工事施行規程第31条（検査が困難な場合の報告）を受けて報告書の様式を定めたものであるが、基本的な取扱は、あくまで書類等の不備により給付の確認ができない場合の処置であり、工事目的物が不適合と確認された場合の取り扱いではない。

この場合は、検査を一時保留にして、工事管理室長に検査状況報告書（様式1）により報告するとともに、工事担当部と確認方法について協議するものである。

確認方法としては、関係書類、写真等の再提出等となるが、これらで確認できない場合は、工事施行規程第30条により一部の破壊その他の処理により確認することとなる。

この場合の合否判定は、再提出された書類、資料等により検査員と工事担当部が協議を行い、その結果を基に工事管理室長が最終判断を行うことになる。

なお、検査を保留することにより、しゅん功届けの提出日から14日以内に検査を完了できない場合は、次項（2）と同様の措置が必要となるため、請負人に「14日以内に検査完了ができなくても異議を申し立てない」旨を記載した措置申出書等の提出を求める必要がある。（措置完了届は不要）

- (2) 本条第2項の検査継続は、工事目的物としては設計図書に適合しており給付の完了の確認は出来るが、若干の軽微な手直しがある場合の取扱である。

この基本的な取扱は、出来ばえ等に軽微な手直しがある場合であり、出来形、品質に関して不足する場合は該当しない。本来しゅん功検査時には、手直し等がないよう自主検査により点検されているのが理想であるが、工事現場には多種多様な人間が出入りして作業を行うため、施工完了時には良好であっても、検査時までに軽微な不具合が発生する可能性があり、この様な軽微な不具合により不合格とするのは現実的ではない為、しゅん功検査合格とする。このため、工事目的物としては設計図書に適合した状態であるため、検査を継続扱いにして手直しを行い、手直しの完了を確認して検査終了とするものである。この検査継続の取扱にあたっては、留意しなければならない条件として、次の2点がある。

- ① 工事契約約款第31条第2項において「甲（発注者）は前項の規定により通知（しゅん功届）を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に乙（請負人）の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認する検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。」と規定されており、14日以内に検査を完了しなければならない。
- ② 工事施行規程第33条において「検査員は検査を終了した時は検査報告書を室長に提出しなければならない。この場合において、検査員は当該検査がしゅん功検査又は手直検査であるときは、請負工事成績表を作成し、検査の完了から2日以内に室長を経由して契約担当部長にこれを提出しなければならない。」とされており、通常の場合は検査日から2日以内に検査報告書及び請負工事成績表を提出しなければならない。

これらの留意事項に対処するため、検査継続の場合は請負人から措置申出書の提出を受け、この措置申出書で①の対処として、検査完了が14日を過ぎても請負人から異議を申し立てないこと、②の対処として、本検査要領で検査員発令者の室長が申出内容を審査し検査継続を認めることとした。

なお、手直しがしゅん功届提出日から14日以内に終了し、かつ検査日から2日以内に完了する極めて軽微な手直しについては、措置申出書を不要として本市監督員の確認を経て検査員が完了を確認し、合格処理をすることとした。これら取扱の流れについては、補足資料-6「しゅん功検査に係る事務手続きフロー」を参照のこと。

4 第8条（検査不合格の処理）関係

検査の結果、工事目的物が設計図書どおりに履行されていない場合は、本条各項により処理を行なうものとし、全体的な取扱の流れは、補足資料-6「しゅん功検査に係る事務手続きフロー」を参照のこと。

- (1) 検査員は検査の結果、設計図書どおりに履行されていないと思われる時には、工事主任又は請負人に説明を求め不適合内容の確認を行うものとする。工事主任又は請負人と協議の結果、不適合内容が確認された場合は、当該検査報告書の備考欄に不適合内容を記載して室長に報告しなければならない。

なお、この場合の請負工事成績表は、検査員評定を行わず、検査報告書に添付して室長に提出するものとする。

- (2) 室長は検査報告書に記載された不適合内容について、工事担当部等関係部の見解を参考に審査し、設計図書との不適合を認めた場合は、検査報告書の検査結果欄に不合格と記載して契約担当部長に送付するものとする。

なお、室長は審査の結果、検査内容に疑義がある場合は、工事施行規程第34条及び本要領第9条（再検査）に基づき、当該検査員又はその他の検査員に再検査を行わせるものとする。

- (3) 契約担当部長は、不適合内容が記載された不合格の検査報告書の送付を受けた時は、工事施行規程第33条第3項に基づき、検査報告書を工事担当部長に送付し、必要な措置を講じることを求めなければならない。

工事担当部長は工事施行規程第33条第4項に基づき、修補の必要性、方法を検討し、修補が必要な場合は、修補指示書（様式4）により請負人に指示するものとする。

なお、工事契約約款第42条第1項において、工事担当部長は不適合内容を検討した結果、瑕疵が重要でなく構造面、用途面から契約の目的に影響を与えないと判断し、かつ、その修補に過分の費用を要する時は、当該費用を減じて修補完了とすることができる規定となっているが、取り扱い

については契約担当部との事前の協議が必要となる。

- (4) かし修補措置報告書(様式5)は、工事施行規程第33条第5項に規定されている工事担当部長が講じた措置の経過等、報告すべき内容を報告書として様式化したものであり、これにより迅速な事務処理を行うものである。

なお、本市発注に係る工事契約においては、過失により履行が粗雑な工事(不合格工事)と認められた時は、参加停止等措置要領別表1の2に該当し、「1ヶ月以上6ヶ月以内」の参加停止となる。ただし、かしが軽微であると認められた場合は、参加停止措置要領第8条(書面又は口頭での警告又は注意の喚起)により参加停止措置の対象外となる。

- (5) 過失による粗雑な工事を履行した者の措置については、かしの度合いを判断し行うこととなるが、かしの状況は「軽微なもの」から「重いもの」まで幅が広く、また発生要因も単純ミスから故意まで多岐に渡るため、技術的な要素については工事管理室長が所見欄に見解を記載し、契約担当部において「施工業者の過失」と「発注者の過失」の状況を勘案して、かしの度合いを判断することとなる。

なお、「発注者の過失」については、工事契約約款第42条第6項に「工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者もしくは監督員の指示により生じたものであるときは適用しない」と規定されていることから、かし修補措置報告書(様式5)の発生要因記載欄は、上記趣旨を勘案して監督員の確認内容を記載するのが望ましい。

- (6) 検査員は工事担当部経由で修補完了届(様式6)が提出され時は、速やかに修補検査を行うものとする。

修補の取扱については、工事契約約款第31条第5項において「乙(請負人)は工事が第2項の検査に合格しなかったときは、直ちに修補して甲(発注者)の検査を受けなければならない。この場合においては修補の完了を工事の完成とみなして前4項の規定を適用する」とされており、修補完了届がしゅん功届と同様の扱いとなる。

したがって工事担当部においては、工事施行規程第24条第2項(しゅん功)により、請負工事成績表を再度作成して提出することとなる。

- (7) 修補検査の結果、修補指示書どおりに履行されていないと思われる場合は、第8条(1)～(6)項を適用する。

なお、通常のしゅん功検査の期間は遅延日数の対象にならないが、しゅん功検査が一旦不合格となった場合、修補検査の期間は、遅延日数の対象になるので注意を要する。

- (8) 検査の合格とは、工事契約約款第1条第1項及び第2項により、工事目的物を設計図書どおり履行し、かつ工期内に完成した場合でなければ合格とされない。

このため、修補等により工期を過ぎた場合は、その時点で検査(しゅん功検査、修補検査)は不合格となり、その後は履行遅延の対象として施工に当たることとなる。したがって、工期を過ぎた修補検査等で完了を確認した場合は、「設計図書に適合」と記載する。

なお、修補の日数は、修補指示のあった日から起算して修補完了までの日数であり、請負人が工事の完成を通知した日から契約工期までの日数が、修補日数より大か又は等しければ合格となる。(修補を複数回実施した場合は、その各々の合計日数)

また、損害金の算定における遅延日数は、修補指示のあった日から修補検査に合格した日となっており、修補日数と遅延日数は異なる扱いとなるので注意を要すること。(修補を複数回実施した場合は、最初の指示日から継続した日数)

これらの事例は、補足資料-7 Q1 を参照にされたい。（実際の取扱は契約担当部との協議になる。）

5 その他

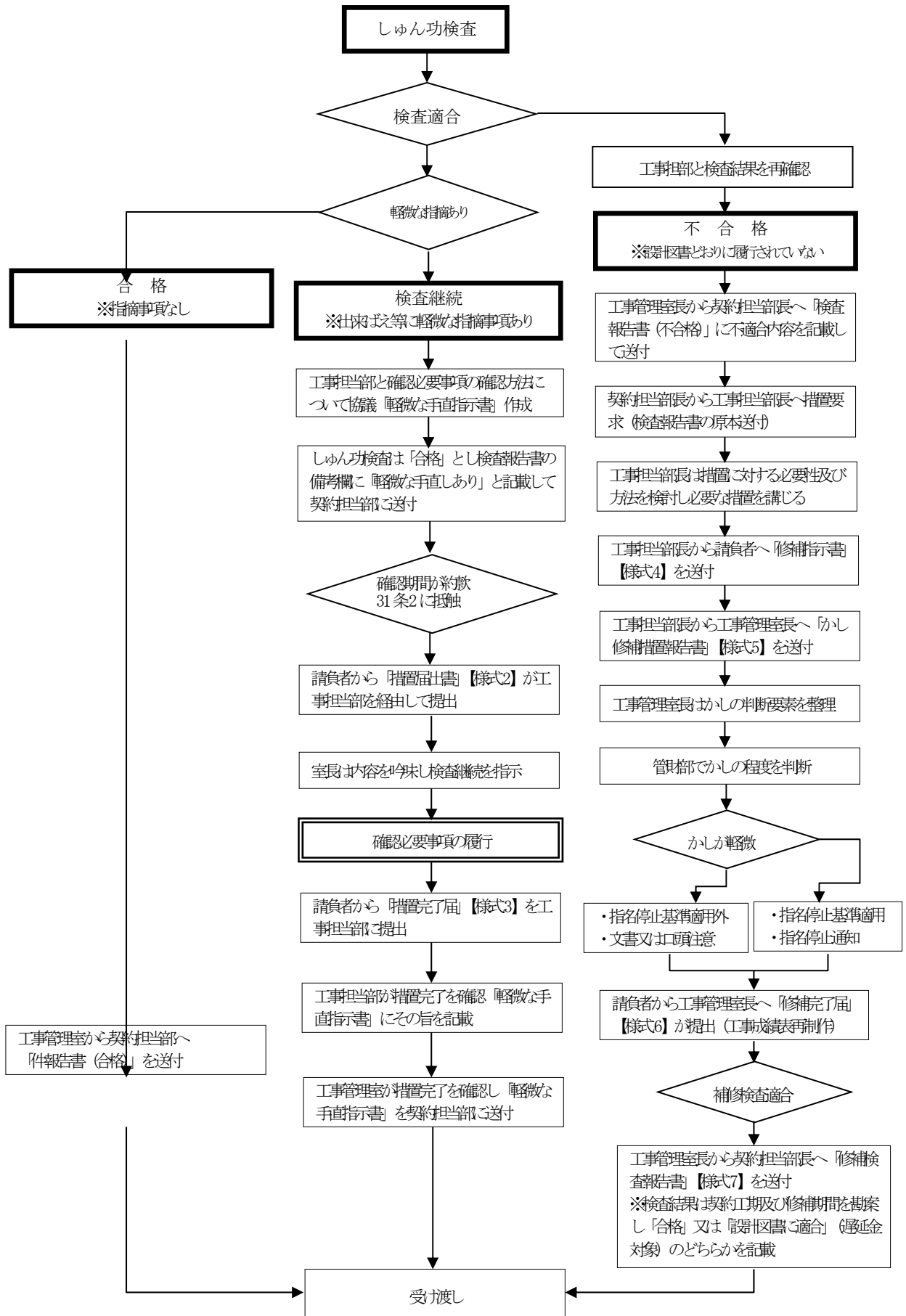
(1) 年度末の工事で不合格になった場合の取扱

地方公共団体の会計年度は、法第208 条第1 項により毎年4 月1 日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、工事請負費等の支出は、契約の相手方の行為の完了があった後に支出するものは、当該行為の履行があった日の属する会計年度であるとされている。（令第143 条第1 項第4号）この「履行があった日」とは、履行確認の日（検査合格の日）をいうものと解されており、原則として検査日によって所属年度が左右される。従って、当該年度予算で支払うためには、検査は年度内に終了し、受渡しも年度内におこなうことが適切とされている。

以上のことから、不合格の修補で年度を越えることは出来ない。

万一、年度末工事で不合格が発生した場合の取扱は、契約担当部と協議を行い処理することとなるが、これらの参考的取扱としては、補足資料-10 Q2 を参考にされたい。

工事しゅん功検査に係わる事務手続きフロー



Q1 修補工事と工期内の完了、工期を超過した完了について

05.10.26

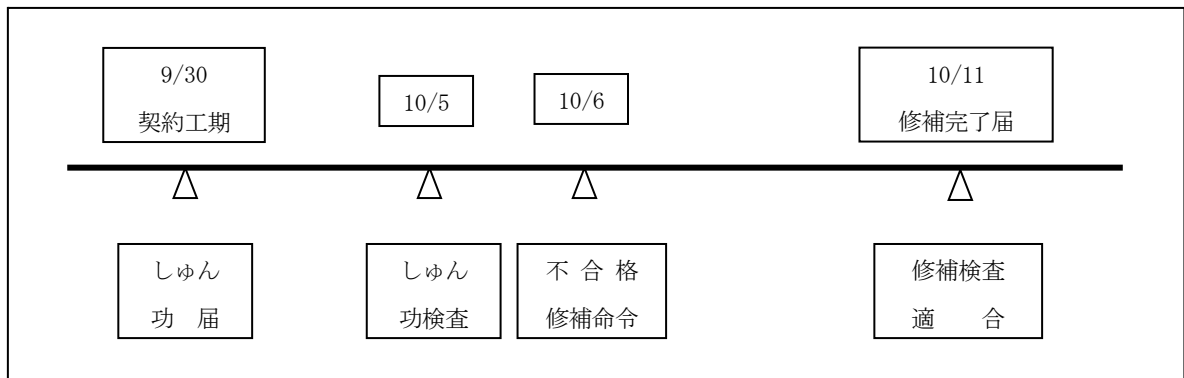
修補工事の完了が、工期内の完了か、又は、工期を超過した完了となるかにより、「合格」になったり「履行遅滞」の対象になったりする。修補に伴う合格・不合格については、札幌市工事契約約款第31条第5項で「修補の完了を工事の完了とみなして前4項の規定を適用する」とされており、修補の完了については、工事を完成した時と同様に適用するとなっており、また、修補に伴う合格・不合格について各種の解説もある。

条文や解説を踏まえて、合格・不合格の考え方と修補に係る工期内の完了、工期を超過した完了について例示する。

- (1) 工期には、検査期間は含まれない。
- (2) 修補期間は、修補指示のあった日から起算して修補完了までの期間である。
- (3) 札幌市工事契約約款第1条第1項で「設計図書に従い契約の履行」、第2項で「工期内完成」が規定されており、合格は、第1項と第2項とを同時に満たす必要がある。工期内の完了は、「合格」であるが、工期を過ぎた場合は、その時点で不合格となる。工期を超過した完了は、修補検査で適合が確認されれば完成が認められるが、検査報告書の検査の結果欄で「合格」とはならず「設計図書に適合している」となる。
- (4) 請負者が工期前に工事の完成を通知した場合、この通知した日から工期までの期間(前倒し期間)が、修補期間より大であれば合格となる。
- (5) 履行遅滞の場合における損害金等については、札幌市工事契約約款第43条第1項で「乙の責に帰すべき事由により工期内に工事完成することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる」と規定されている。公共工事標準請負契約約款の解説によると、「検査の結果、修補を命じられた場合については、完成検査の結果不合格とされた日から修補が完了して再検査に合格した日までの日数(修補日数)が遅延日数とされている。ただし、工期末前に早期に工事が終了したものの、検査の結果不合格となり修補を命じられたときは、工事の終了日から契約書の工期末までの日数を修補日数から控除して遅延日数を算定する」となっている。

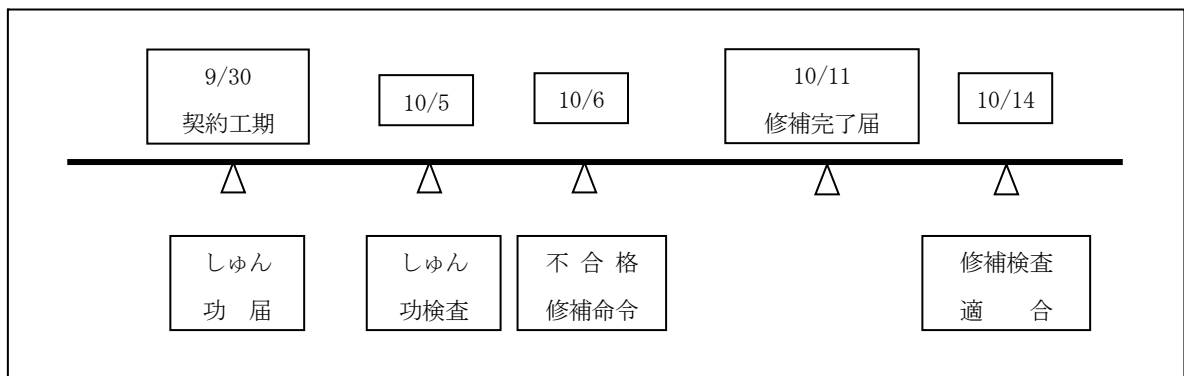
札幌市においては、遅延日数について札幌市契約規則等で特段の定めをしておらず、遅延日数については、条文・解説のとおり完成検査の結果不合格とされた日から修補検査に合格した日までとしており、特異なケースとしては修補工事で合格となっても履行遅滞の対象になることもあり得る。

(1) 契約書の工期末に終了した場合（例1）



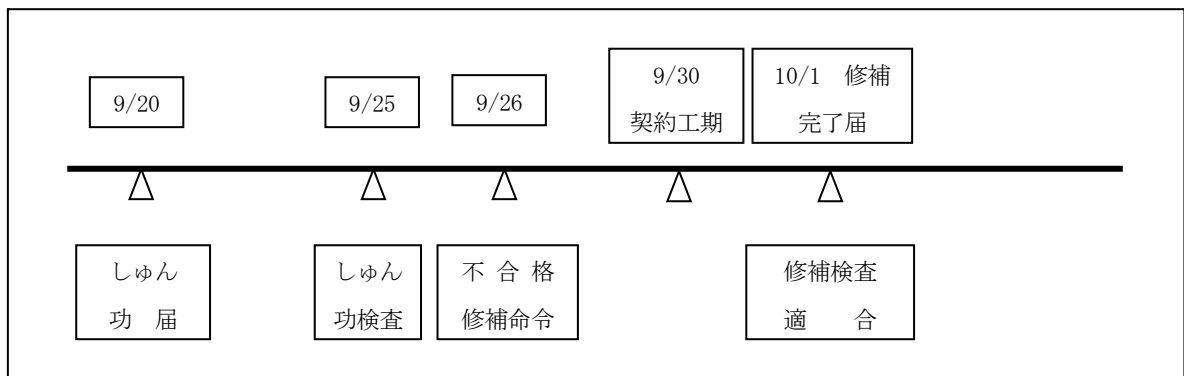
- ① 修補期間は、10/6～10/11の6日間であり、検査期間は、10/1～10/5の5日間である。
- ② 工期を超過した完了となり、検査報告書は「設計図書に適合している」となる。
- ③ 遅延日数は、上の（5）から10/6～10/11の6日間となる。

(2) 契約書の工期末に終了した場合（例2）



- ① 修補期間は、10/6～10/11の6日間であり、検査期間は、10/1～10/5と10/12～10/14との8日間である。
- ② 工期を超過した完了となり、検査報告書は「設計図書に適合している」となる。
- ③ 遅延日数は、上の（5）から10/6～10/14の9日間となる。

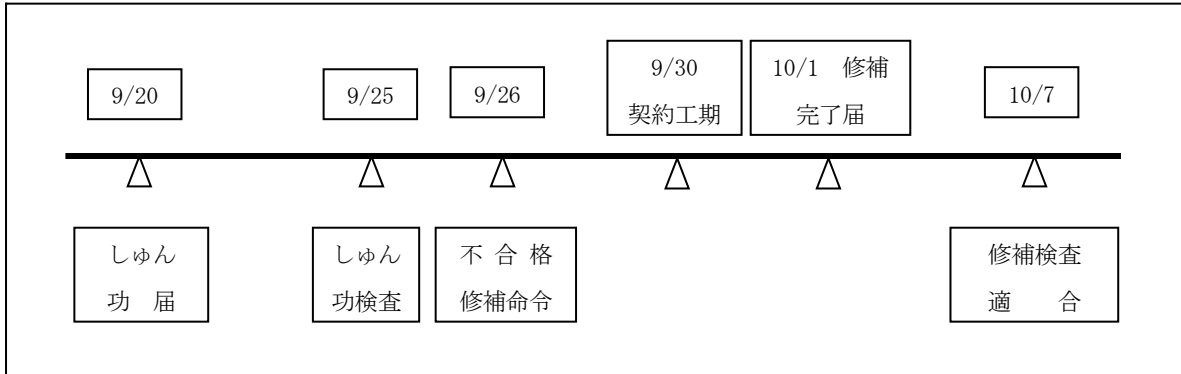
(3) 工期を10日間前倒して終了した場合（例3）



- ① 修補期間は、10/6～10/11の6日間であり、検査期間は、9/21～9/25の5日間である。

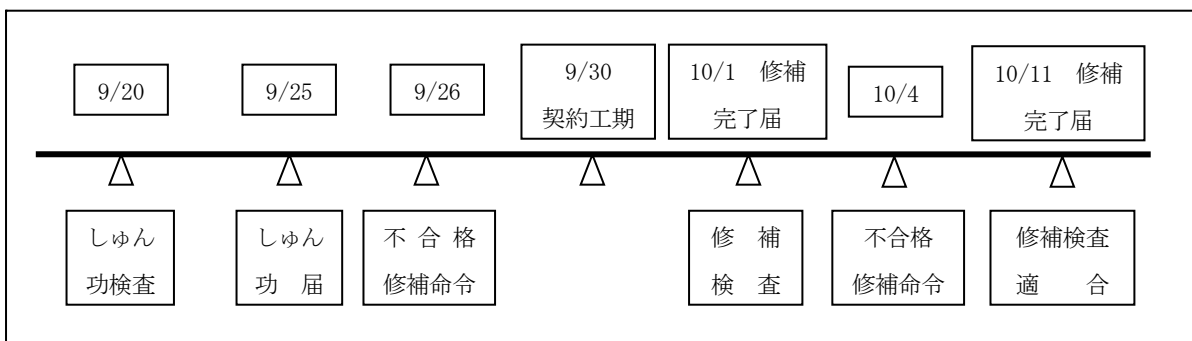
- ② 修補期間6日間が、前倒し期間10日間より小さいので、工期内の完了となり、「合格」となる。
- ③ 遅延日数は、修補日数が前倒し期間10日間より小さいので対象とならない。

(4) 工期を10日間前倒して終了した場合（例4）



- ① 修補期間は、9/26～10/1の6日間であり、検査期間は、9/21～9/25と10/2～10/7との11日間である。
- ② 修補期間6日間が、前倒し期間10日間より小さいので、工期内の完了となり、「合格」となる。
- ③ 遅延日数は、上の（5）から前倒し期間10日間より9/26～10/7の修補日数12日を差し引いた2日となる。

(5) 工期を10日間前倒して終了した場合（例5）



- ① 修補期間は、9/26～10/1と10/4～10/9との12日間であり、検査期間は、9/21～9/25と10/2～10/4との8日間である。
- ② 修補期間12日間が、前倒し期間10日間より大きいので、工期を超過した完了となり、検査報告書は「設計図書に適合している」となる。
- ③ 遅延日数は、上の（5）から前倒し期間10日間より9/26～10/9の修補日数14日を差し引いた4日間となる。

Q2 瑕疵担保責任と不完全履行

05.10.26

年度末工期の工事で不合格が発生した場合は、契約担当部と十分な打ち合わせを行い、ケースバイケースでの対応となるが、瑕疵担保責任について記載する。

瑕疵担保責任とは、工事目的物が契約の内容、目的に従っていない場合に請負者が負う責任であるが、不完全履行との関係が問題になる。

通説は、請負における瑕疵担保責任は、不完全履行についての特則であるとしており、仕事の完成前は、不完全履行による債務不履行責任を負い、仕事の完成後は、瑕疵担保責任を負っている。（不合格は不完全履行）

一般に、不完全履行の責任は、発注者に損害賠償請求権、完全給付請求権又は解除権が生じることであり、瑕疵担保責任は、発注者に損害賠償請求権、瑕疵修補請求権又は解除権が生じることである。

瑕疵担保責任は、契約内容、目的に従っていない工事に対する責任であり、この意味では不完全履行に対する責任と大体同じものと考えられるため、不合格処理において準用できなくはないが、請負代金の支払いや修補については取扱が大きく異なる。

請負代金の支払いは、約款第32条第1項において、検査に合格して初めて請負代金の請求ができることとしており、不合格（不完全履行）の場合は、引渡し、請負代金の残金の支払いを行う必要はないが、瑕疵担保責任は、工事の完成後（合格、引渡し後）に発生すると解されているため、特殊な場合を除き請負代金は支払い済みとなり、金銭的な担保はできなくなる。

また、瑕疵修補請求権は、文字どおり瑕疵を修補し、本来の機能、品質を回復することを請負者に求める権利であるが、瑕疵修補請求権を行使するためには、3つの条件が必要である。まず、工事の目的物に瑕疵があること、第2に「かしが重要ではなく、かつその修理に過分の費用を要するとき」に該当しないこと、第3に相当の期間をおくことである。第2の条件は約款第42条ただし書に定められており、この場合には、発注者は、修補を請求することはできず、損害賠償を請求できるだけである。

なお、検査員については、下記のような責任を問われることもあるので、留意すること。

官公庁の請負契約における瑕疵担保責任について注意すべき点

官公庁契約精義 第23章 担保責任より

検査員が検査の際、表現的な瑕疵を看過した場合には、後に民法634条に規程する瑕疵修補請求権を行使することもできよう。しかしながら、注意すべき点は、表現的な瑕疵については、請負者の責任を追及すべきもので、もし、検査員が検査の際、表現的な瑕疵を看過し、目的物受領後に瑕疵修補請求権を行使することは実行を期し難いこととなる場合も少なくない。ただし、官公庁が目的物を受領し、契約代金を支払った後に請負者の資力が減退した場合、又は請負者に手直しなどその瑕疵を補修する誠意のない場合は、たとえ、強制執行の方法に訴えても効を十分に奏することは困難であろう。

そうした場合、検査職員は予責法上の責任を問われることがある。